

令和7年度 石川県発達障害支援センター 研修体系図

<概要>

当センターの研修会を単発の研修会で終わらせることなく連続性を持たせる。専門研修修了生が、それぞれの地域の中で発達障害に関する個別の相談支援の専門性を持ち、中心的な存在となるように修了後もセンターが後方支援をしていく。いずれは、修了生を中心に地域の中でのネットワーク体制の構築が整うような後方支援を推進していく。

研修名	対象	目的	内容
基礎研修	①県・市町の相談窓口（母子保健、要保護児童、高齢者福祉、障害者福祉） ②相談支援事業所及び就労支援機関 ③介護支援専門員 上記で、発達障害に関する相談業務に初めて携わる職員、もしくは発達障害に関する研修会に参加したことのない職員 ※受講後さらに詳しい内容を希望される方には翌年度、専門研修を申し込んでいただく	発達障害を含めた種々の相談を受ける窓口で、初めて相談業務に携わる方を対象に、発達障害に関する基本的な知識や特性、対応方法を学ぶことで、発達障害に関する適切な相談対応を行うことができるようになる	・概論及び専門医の講義 ・本田秀夫先生の講演会
専門研修	県・市町職員、相談支援事業所職員、医療機関職員などのうち、相談業務の経験はあるが、発達障害に関する相談年数が少ない方（概ね3年）	障害者に関する相談業務の経験はあるが、発達障害に関する相談年数が少ない方を対象に、講義だけでなく実技研修も多角的に盛り込みながら、発達障害に関する知識や対応方法をさらに深めていただき、研修終了後には職場での効果的な相談対応力を身につけていただく	・概論、専門医、検査、就労等の講義6コマ ・カンファレンス参加等の実技3コマ
実践研修	過去に上級研修、フォローアップ研修、専門研修を修了した方（令和6年度を基準に過去5年間を基本のベースにする）、実践研修に参加された方 ※ 案内は対象者宛、個人に送付 令和3年度までは、上級研修の実施要領に『原則として本研修の受講者は、次年度に実施するフォローアップ研修も受講するものとする』と記載されているが、令和4年度からは、当研修に一本化 ※ 単年研修ではなく、毎年受講可	過去に上級・フォローアップ・専門研修を修了した方や実践研修に参加された方が、発達障害の特性理解や支援の角度をさらに理解し、それぞれの地域の中で相談支援の中心的な存在として役割を担えるようになる 個別相談だけでなく、それぞれの地域の中で関係機関との連携や必要な体制作りにも対応できる人材を育成する	・過去5年間の修了生を金沢・能登地区にて分けて、3回1クール(13:00～17:00)で開催 ①情報交換会 ②ミニ講義及び事例検討会（グループワーク①） ③事例検討会（グループワーク②③）